

鎌倉市都市計画審議会  
資料集

令和7年度第4回

# 資 料

- 会議次第
- 委員名簿
- 事務局名簿
- 1 諮問第7号  
特定生産緑地の指定について
- 2 報告第2号  
鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について

# 令和7年度第4回鎌倉市都市計画審議会〔会議次第〕

令和8年（2026年）3月26日（木）午後3時30分から  
鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

## 1 開 会

## 2 諮 問

### （1）諮問第7号

特定生産緑地の指定について

## 3 報 告

### （1）報告第2号

鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた取組について

## 4 その他

## 5 閉 会

## 鎌倉市都市計画審議会委員名簿

任期：令和6年（2024年）6月1日～令和8年（2026年）5月31日

### 市民

役職	氏名	推薦母体
1	<small>イチカワ サチコ</small> 市川 幸子	鎌倉市農業委員会
2	<small>クボタ ハルヒコ</small> 久保田 陽彦	鎌倉商工会議所
3	<small>ナカムラ サトル</small> 中村 悟	鎌倉市観光協会

### 市議会議員

役職	氏名	会派
4	<small>オカザキ シュウヤ</small> 岡崎 修也	鎌倉前進の会
5	<small>マエカワ アヤコ</small> 前川 綾子	夢みらい鎌倉
6	<small>モリ コウイチ</small> 森 功一	自民党・無所属の会

### 学識経験のある者

役職	氏名	所属（専門）
7	<small>クスメギ エミコ</small> 久寿米木 恵美子	建築士（建築）
8	<small>タニグチ アヤコ</small> 谷口 綾子	筑波大学教授（社会工学）
9	<small>ナガノ ユキオ</small> 永野 征男	日本大学名誉教授（都市地理学）
10	<small>マチダ レイコ</small> 町田 怜子	東京農業大学教授（造園学）
11	<small>ムラセ アツコ</small> 村瀬 敦子	弁護士（法律）
12	<small>ムラヤマ アキト</small> 村山 顕人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市工学）

### 関係行政機関の職員

役職	氏名	所属
13	<small>タカナシ コウイチ</small> 高梨 公一	神奈川県鎌倉警察署長
14	<small>ホシナ タカシ</small> 星名 隆	神奈川県藤沢土木事務所長

※氏名は五十音順

※役職は会長◎副会長○

## 事務局名簿

事務局

まちづくり計画部長	服部 基己
まちづくり計画部次長 兼都市計画課担当課長 兼土地利用政策課担当課長	井上 透
土地利用政策課担当課長 兼都市計画課担当課長	村上 慎也
都市計画課担当係長	藤原 一成
都市計画課担当係長	内田 拓海
都市計画課担当係長	齋藤 千夏
都市計画課都市計画担当	齋藤 憂希

諮問第7号

特 定 生 産 緑 地 の 指 定 に つ い て

## 目次

特定生産緑地指定図（案）	資料 1
特定生産緑地指定一覧表	資料 2
位置図	資料 3
指定状況及び事務フロー	資料 4
関係法令	巻末



## 特定生産緑地指定一覧表（令和7年度第4回鎌倉市都市計画審議会）

箇所 番号	農地等の所在地	地番	特定生産緑地 指定面積（案） （㎡）		生産緑地地区 都市計画 決定面積（㎡）	当初指定 年月日	指定する 範囲	特定生産緑地指定基準への適合性				判定	備考
			合計	指定内訳				要綱（※1）第3条 指定の要件 該当項目	同要綱（※1）第3条（1） に基づく指定基準（※2） 1 指定の要件 該当項目	同要綱（※1）第3条（1） に基づく指定基準（※2） 2 指定する農地等 該当項目	同要綱（※1）第3条（1） に基づく指定基準（※2） 3 指定しない農地等 該当項目		
78	鎌倉市手広三丁目	1411-2	760	430	760	平成4年11月13日	全部 （指定公示済）	（1）及び（2）	（1）、（2）及び（3）	（1）	なし	適合	
		1411-3											
		1411-4											
		1410-7		330									
		1411-5											
139	鎌倉市上町屋字長島	526-1	1810	1540	1810	平成4年11月13日	全部 （指定公示済）	（1）及び（2）	（1）、（2）及び（3）	（1）	なし	適合	
		527-2											
		527-5											
		527-6											
		527-11											
		527-12											
		527-1											
156	鎌倉市上町屋字谷戸	753	2010	2010	2010	平成8年12月25日	全部	（1）及び（2）	（1）、（2）及び（3）	（1）	なし	適合	
		754											
		755											
		756											
		757											
		758											
		768											
		769											
		770											

※1 鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱  
（指定の要件）

第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準（平成30年7月5日）の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目（平成30年7月5日）に掲げる条件に該当していること。

(2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分（以下「生産緑地地区の拡大部分」という。）については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

## ※2 鎌倉市生産緑地地区指定基準

## 1 指定の要件

生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農地等の区域とする。

(1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。

(2) 300平方メートル以上の規模の区域であること。

(3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

## 2 指定する農地等

1の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 各種の中長期計画等に適合しているもの。

(2) 新たに指定することにより、既に指定した2以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。

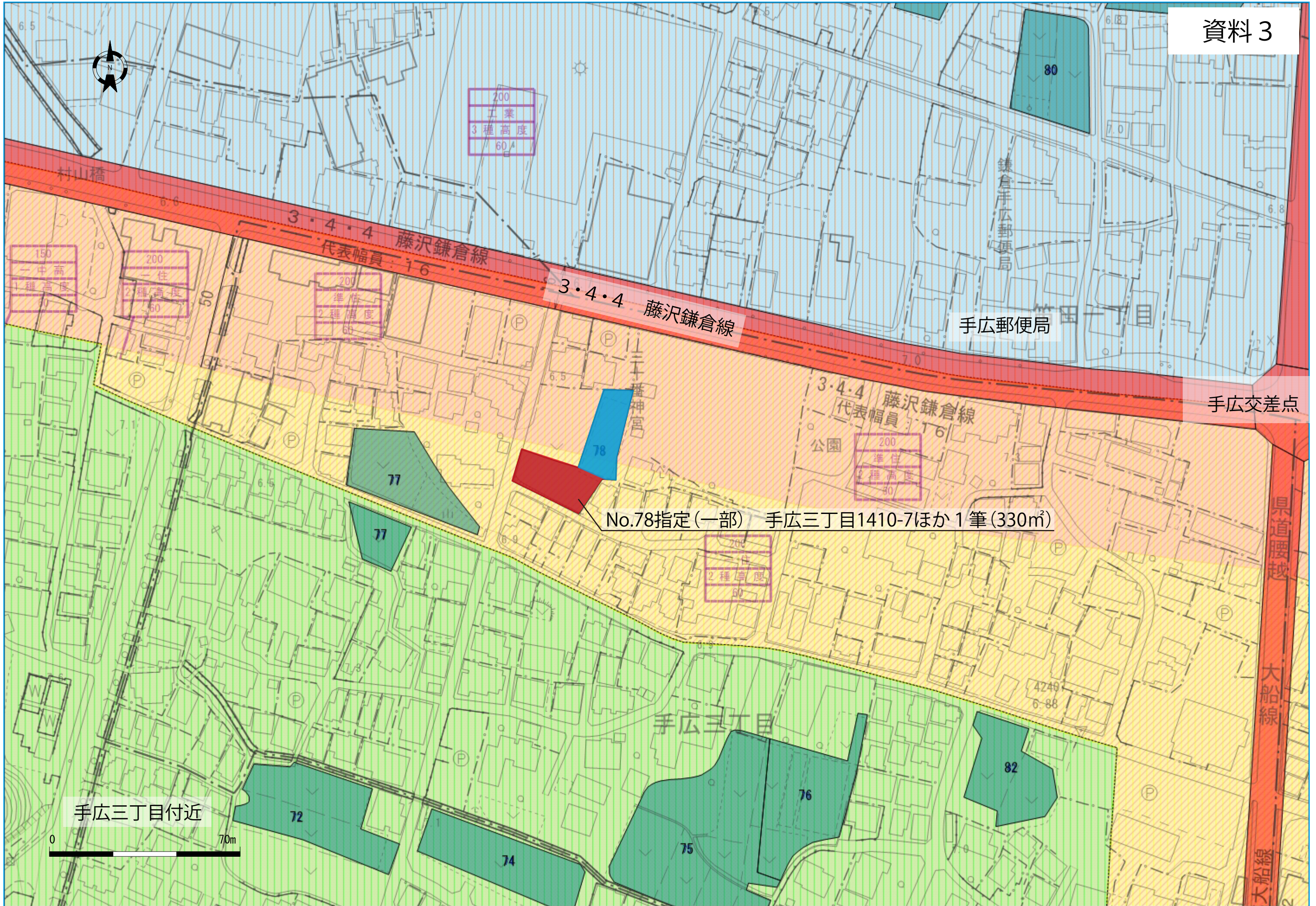
(3) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。

(4) 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。

## 3 指定しない農地等

次の各号のいずれかに該当するものは、前2項にとらわれず指定をしない。

- (1) 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
- (2) 周りを堀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
- (3) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの。



150  
一中高  
1種高度

200  
一住  
2種高度  
50

200  
準住  
2種高度  
50

200  
工業  
3種高度  
60A

手広郵便局

手広交差点

No.78指定(一部) 手広三丁目1410-7ほか1筆(330㎡)

手広三丁目付近

0 70m

県道腰越  
大船線  
大船線



藤沢市

3・5・7 腰越大船線  
代表幅員 12

3・5・7 腰越大船線

200  
工業  
3種高度  
60

長島

三菱電機鎌倉製作所

三菱プレジジョン  
鎌倉工場

町屋橋

柏尾川

No.139指定(一部) 上町屋字長島527-1 (270m<sup>2</sup>)

200  
工業  
3種高度  
60

長島  
公園

135

134

133

200  
工業  
3種高度  
60

138

136

138

136

140

137

8.7

132

町屋川

141

上町屋字長島付近



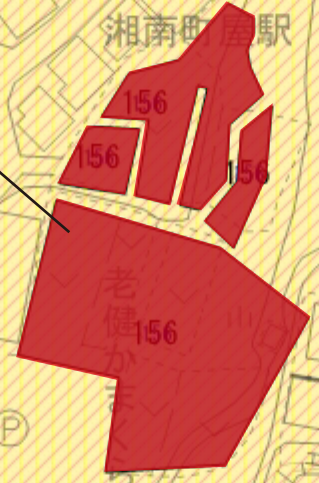
泉光院



200
工業
3種高度
60 (P)

湘南町屋駅

No.156指定 上町屋字谷戸753ほか8筆(2,010㎡)



富士塚公園

谷戸

市立富士塚小学校  
富士塚小学校  
市立富士塚小学校

老健  
かまくら

上町屋特別緑地保全地区

谷戸  
上町屋

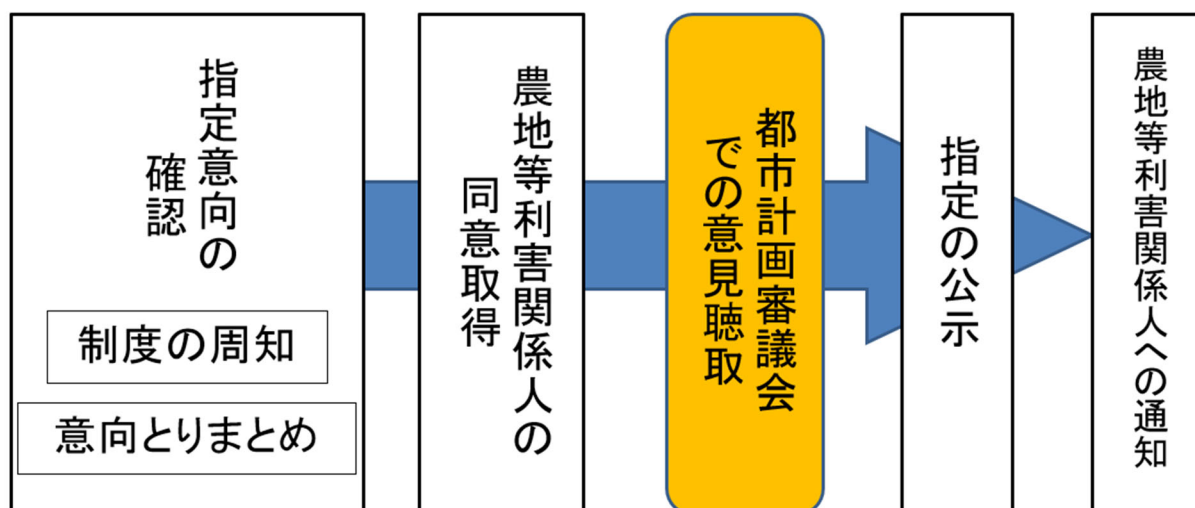
上町屋字谷戸付近



## ■ 意向確認状況(平成8年指定)

全域 (一部指定含む)	指定意向 確認済	指定しない 意向確認済	意向 未確認
5箇所	5箇所	0箇所	0箇所

## ■ 指定事務のフロー



## 生産緑地法（抜粋）

（生産緑地地区に関する都市計画）

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
- 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

（特定生産緑地の指定）

第十条の二 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して十年を経過する日とする。

3 市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第三条第四項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会。第十条の四第三項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該特定生産緑地を公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に通知しなければならない。

## 鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）、生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号。以下「施行令」という。）及び生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「施行規則」という。）に規定する特定生産緑地の指定等の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、施行令、施行規則で定義する用語の例による。

(指定の要件)

第3条 特定生産緑地に指定することができる生産緑地地区は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 鎌倉市生産緑地地区指定基準（平成30年7月5日）の1指定の要件及び2指定する農地等並びに鎌倉市生産緑地地区指定基準細目（平成30年7月5日）に掲げる条件に該当していること。
- (2) 申出基準日から起算して2年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。

ただし、生産緑地地区の区域を拡大する都市計画変更をした拡大部分（以下「生産緑地地区の拡大部分」という。）については、前述の「2年前」とあるのは「5年前」と、「生産緑地地区」とあるのは「生産緑地地区の拡大部分」と読み替えるものとする。

(指定の意向確認)

第4条 特定生産緑地の指定について、市長から意向確認を受けた生産緑地地区の所有者のうち、特定生産緑地の指定を希望する者は、特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）に意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）、特定生産緑地地区指定同意書（第3号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定の提案)

第5条 法第10条の4第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を提案しようとする生産緑地地区の所有者（以下「提案者」という。）は、特定生産緑地指定提案書（第4号様式）に提案生産緑地地区明細書（第5号様式）、特定生産緑地指定合意書（第6号様式）及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定)

第6条 市長は、第4条に規定する指定の意向確認があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日まで指定するものとする。

2 市長は、前条に規定する指定の提案があった生産緑地地区を特定生産緑地に指定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴いたうえで、当該生産緑地地区の申出基準日までに指定するものとする。

3 市長は、特定生産緑地の指定をした土地については、法第10条の2第4項に基づき公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（指定しない場合）

第7条 市長は、第5条の提案がされた生産緑地地区について、特定生産緑地の指定をしないこととしたときは、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第8号様式）により理由を明記して提案者に通知するものとする。

（指定の期限の延長）

第8条 市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第3条、第4条、第6条第1項及び同条第3項の規定を準用する。この場合において、第3条第2号及び第6条第1項中の「申出基準日」とあるのは「指定期限日」と、第3条第2号及び第4条第1項中「特定生産緑地指定意向確認書（第1号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定期限の延長意向確認書（第9号様式）」と、「意向確認生産緑地地区明細書（第2号様式）」とあるのは「延長意向確認生産緑地地区明細書（第10号様式）」と、「特定生産緑地指定同意書（第3号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長同意書（第11号様式）」と、第6条第3項中「特定生産緑地指定通知書（第7号様式）」とあるのは「特定生産緑地指定の期限の延長通知書（第12号様式）」と読み替えるものとする。

（指定の解除）

第9条 市長は、特定生産緑地に指定している生産緑地地区の法第8条に規定する行為の制限が解除された場合、もしくは残存する特定生産緑地が第3条の要件を満たさなくなったときは、特定生産緑地の指定を解除し、その旨を公示するとともに、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定解除通知書（第13号様式）により通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

## 鎌倉市生産緑地地区指定基準

当初：平成 30 年 7 月 5 日

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条に基づき、生産緑地地区として定める市街化区域内の農地等は、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次に生産緑地地区指定基準等を定めるものとする。

### 1 指定の要件

生産緑地地区として定めることができる農地等は、次に掲げる要件に該当する一団の農地等の区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- (2) 300 平方メートル以上の規模の区域であること。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

### 2 指定する農地等

1 の指定の要件に該当する一団の農地等の区域のうち、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 各種の中長期計画等に適合しているもの。
- (2) 新たに指定することにより、既に指定した 2 以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもので、一団の農地等で良好な都市環境の形成に資するもの。
- (3) 延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの。
- (4) 同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの。

### 3 指定しない農地等

次の各号のいずれかに該当するものは、前 2 項にとらわれず指定をしない。

- (1) 高度利用地区、特定街区の区域内にあるもの。
- (2) 周りを塀で囲ってあるなど、公園緑地の補完機能が十分に発揮できないものと認められるもの。
- (3) その他市長が指定をしない特別な理由があるもの。

### 4 指定の手続

生産緑地地区は、その対象となる農地等の所有者に生産緑地地区に関する都市計画決定に必要な書類の提出を求め、当該農地等の現況及び将来の見通しを勘案してこれを審査の上、都市計画決定の手続に従い、必要と認められるものについて定めるものとする。

### 5 適正管理

生産緑地地区として定められた農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう農業委員会等の協力の下に、適正管理について指導を行うものとする。

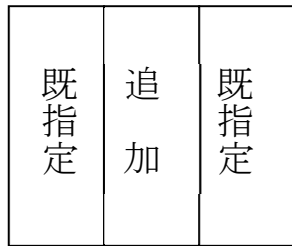
鎌倉市生産緑地地区指定基準細目

当初：平成 30 年 7 月 5 日

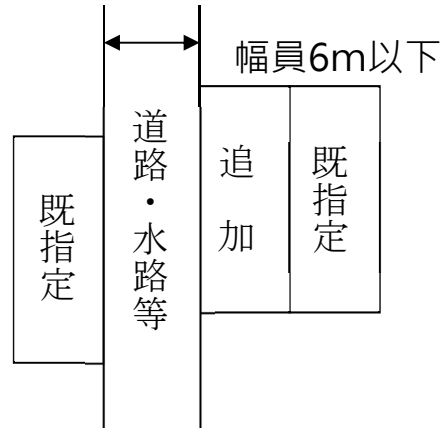
- 1 指定基準 2 (1)「各種の中長期計画等」とは次のものをいう。
- (1) 鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成 28 年 11 月）
  - (2) 鎌倉市都市マスタープラン（平成 27 年 9 月）
  - (3) 鎌倉市緑の基本計画（平成 23 年 9 月）
  - (4) 鎌倉市景観計画（平成 29 年 3 月）
  - (5) 鎌倉市地域防災計画（平成 25 年 2 月）
  - (6) 鎌倉市農業振興ビジョン（平成 30 年 7 月）
- 2 指定基準 2 (2)「新たに指定することにより、既に指定した 2 以上の生産緑地地区の一体性が図られるもの又は既に指定した生産緑地地区の整形化が図られるもの」とは下図の例による。

- (1) 一体性が図られるもの。

【例 1】



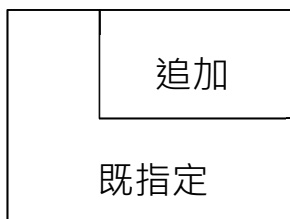
【例 2】



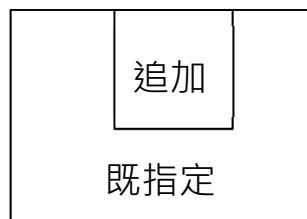
- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・6 m以下の道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・ずれが生じている場合は、そのずれが概ね接する辺長の過半を上回らないものであること。

- (2) 整形化が図られるもの。

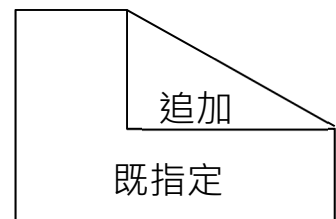
【例 1】



【例 2】



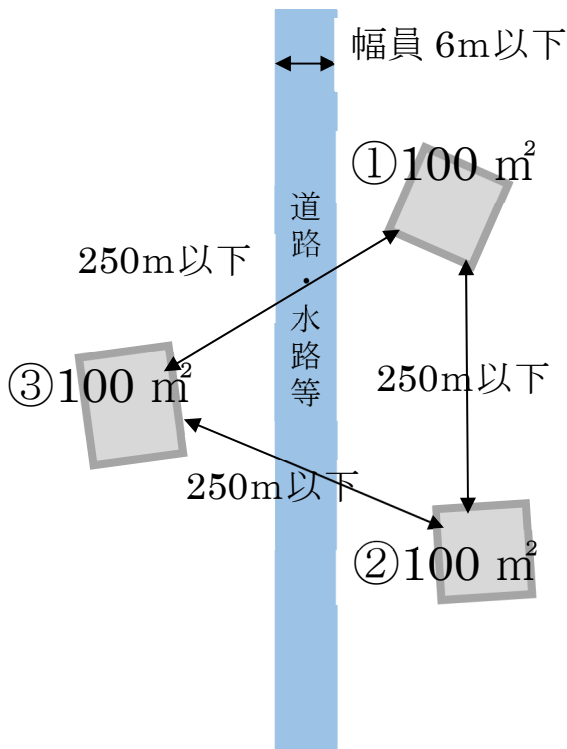
【例 3】



- ・所有者、面積要件は問わない。
- ・農業用道水路等が介在していても一団と見なす。
- ・接続する農地が不整形な場合は全周長の概ね過半以下が既設の生産緑地地区に接すること。

- 3 指定基準 2 (3) 「延焼防止の機能を有するなど、災害対策の観点から効果が期待できるもの」とは、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 建築物と建築物の間に存するもので延焼防止の機能を有するもの。
  - (2) 一時避難地としてのオープンスペース機能を有する 300 m<sup>2</sup>以上の一体のもの。
  - (3) その他公園、緑地機能を補完する機能を有するもの。
- 4 指定基準 2 (4) 「同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資するもの」とは、下図に示すとおり、面積が概ね 100 平方メートル以上の 1 の農地等の間の距離が直線で 250m以下であり、かつ、所有者が同一であるものとする。なお、6 m以下の道路・水路等が介在している場合においても一団と見なすものとする。

【例】



鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた  
取組について

## 目次

パワーポイント資料	資料 1
-----------	------

# 報告第2号 鎌倉市都市マスタープランの改定に向けた 取組について

令和8年3月26日  
鎌倉市まちづくり計画部都市計画課

都市マスタープランとは、都市計画法に位置付けられており、市町村が策定する都市計画に関する基本的な方針である

- 都市計画法（抜粋）  
（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

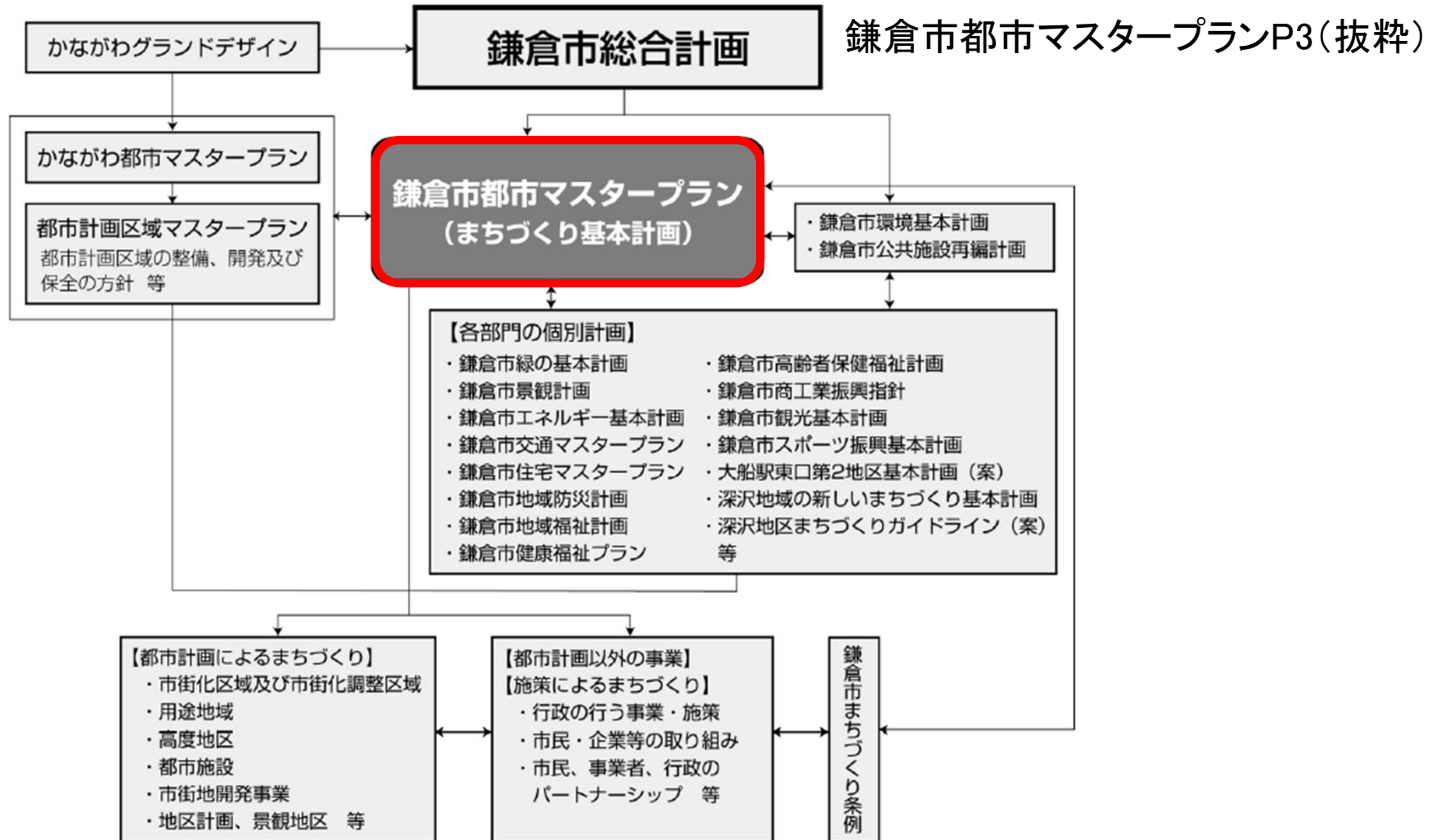
2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

都市マスタープランは、上位計画を踏まえつつ、鎌倉市のまちづくりの方針を定める基本計画である

図 都市マスタープランの位置付け



令和10年3月で現行都市マスタープランの計画期間の30年が終了するため、評価と次期都市マスタープランの策定が必要な状況

鎌倉市都市マスタープラン策定(平成10年(1998年)3月)

増補版 策定(平成17年(2005年)3月)

白書2011(平成23年(2011年)3月)

※評価・検討をとりまとめたもの

鎌倉市都市マスタープラン改定(平成27年(2015年)9月)

鎌倉市立地適正化計画策定(令和4年(2022年)3月)

計画期間  
30年

令和10年(2028年)3月で現行の都市マスタープランの  
計画期間が終了 → 改定が必要(都市計画法第18条の2)

## 鎌倉市が目指す市の将来像は古都としての風格を保ちながら、 生きる喜びと新しい魅力を創造するまちである

### 鎌倉市の目指す未来像(総合計画)

#### 5 将来都市像

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史を持ち、世界に誇る貴重な歴史的文化的遺産と、明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然景観に恵まれています。これら先人が築いてきたかけがえのない資産は、今後も守り育て、後世に引き継いでいかなければなりません。そして、これらの資産のもと、鎌倉に関わるすべての人が、生涯にわたって、お互いを思い、自分らしく、安心して、鎌倉に「住みたい・住み続けたい・訪れたい・関わりたい」と思うまちにしなければなりません。

この想いは、本市に綿々と引き継がれてきた想いであることから、「鎌倉ビジョン2034」の将来都市像は、平成8年（1996年）度を初年度とする第3次鎌倉市総合計画の将来都市像を引き継ぎ、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とします。



**総合計画で示している将来都市像の実現を目指す**

令和6年度から見直し作業を進め、前回審議会で現行都市マスの総合評価をいただいた。現在改定作業に向け、業者選定中

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
都市マス	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">現行都市マスの評価</div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">現行都市マスの総合評価</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">都市計画審議会</div>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;">改定作業開始</div>	<div style="text-align: center;">※本審議会には適宜報告</div>
関連計画等	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">公共施設再編計画の改訂</div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">鎌倉都市計画区域の整備・開発・保全の方針の変更(整開保)</div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">(仮称)第4次鎌倉市総合計画の策定</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 5px;">環境基本計画の改定</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 5px;">立地適正化計画の評価・検討</div>	

令和10年度 都市マス改定・運用開始

## 改定に向けて以下のような取り組みを行っていくことを想定

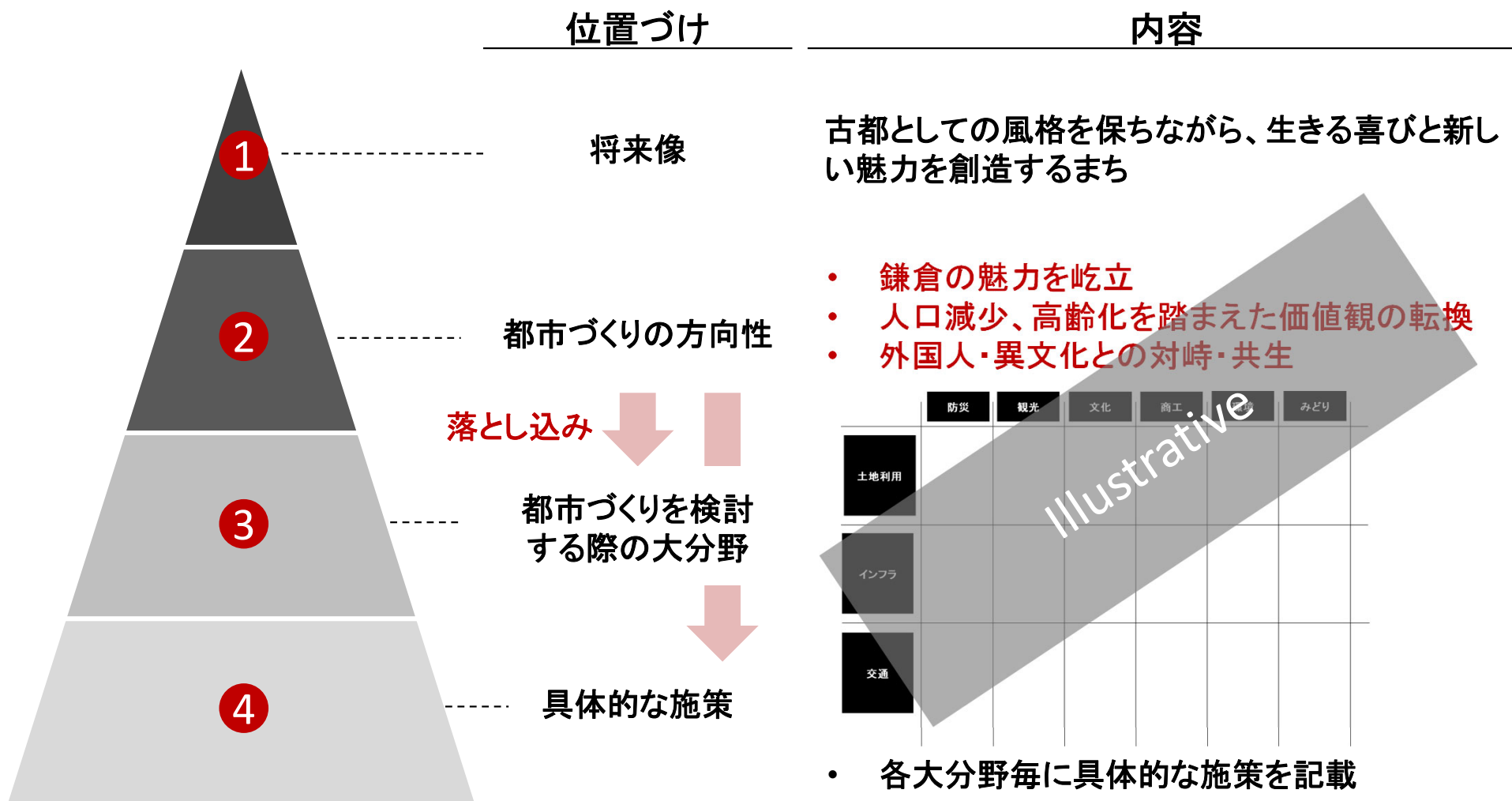
	概要	手法
鎌倉市の課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化等を踏まえ、今後の鎌倉市のまちづくりを検討するに際しての大論点や課題について整理する</li> </ul>	有識者ヒアリング、デスクトップリサーチ、等
鎌倉市の魅力・特徴の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市づくりの方向性を見出すべく、他の都市と比較した際の鎌倉市の特徴や魅力について整理を行う</li> </ul>	有識者ヒアリング等
都市づくりの方向性の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合計画を踏まえつつ、鎌倉市の課題や魅力に基づき、都市づくりの方向性について仮説構築を実施する</li> </ul>	デスクトップリサーチ、有識者ヒアリング、等
都市づくりの方針の論点整理・仮説構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野ごとに検討すべき論点設計を行ったうえで、施策案を作成する</li> </ul>	デスクトップリサーチ、有識者ヒアリング、市民WS、等

## 都市マスタープランの全体構成は以下を想定

	項目名	概要説明
第1章 都市マスタープランとは	改定の経緯・背景	当初の計画からの満期である旨や沿革
	位置付け	都市計画法の制度や各計画との位置付け(図)
	役割	今後のまちづくりの基本的な指針である旨
	計画期間・構成	計画期間や計画全体の構成
第2章 都市づくりの目標・将来都市像	鎌倉のまち	地形やまちづくりの経緯
	鎌倉の個性・魅力	地域の特性
	抱える課題	社会情勢等による主要な課題
	都市づくりの目標	総合計画に合わせた目指す将来像、不便だけど魅力のあるまち、住民がシビツワライドを持ち続けられるようなまち 等
	都市づくりの方向性	鎌倉の魅力を際立たせる 人口減少、高齢化を踏まえて価値観を転換させる 外国人・異文化との対峙・共生
将来都市構造	将来都市構造(市全体の図)	
第3章 都市づくりの方針	土地利用 インフラ × 交通	防災 商工 観光 Etc...
第4章 アクションプラン		詳細は今後検討

## 都市づくりの方向性を定め、それに沿う形で各政策を立案する

### 都市マスタープランの全体像



目指す都市の将来像を実現すべく、都市づくりの方向性は鎌倉の現状と鎌倉の特徴・魅力の観点から検討すべきである

### 鎌倉市の都市づくりの方向性

古都としての風格を保ちながら、  
生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

#### 鎌倉の現状

- ・ 高齢化の進展
- ・ インフラの老朽化
- ・ オーバーツーリズム
- ・ 民泊問題、外国人等の土地所有
- etc

#### 詳細次頁

都市づくりの方向性

#### 鎌倉の特徴・魅力

- ・ 鎌倉時代からの歴史
- ・ 鎌倉仏教をはじめとした文化
- ・ 豊かな緑
- ・ XX
- etc

前頁を踏まえ、目指す都市の未来像を実現すべく、鎌倉市の都市づくりの方向性を初期的に以下のように定める

### 鎌倉市の都市づくりの方向性

古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

#### 鎌倉の現状

- 高齢化の進展
- インフラの老朽化
- オーバーツーリズム
- 民泊問題、外国人等の土地所有
- etc

#### 都市づくりの方向性（初期的）

- 鎌倉の魅力の屹立
  - 不便だけど魅力のあるまち
  - 住む人がシビックプライドを持ち続けられるようなまち
- 人口減少、高齢化を踏まえた価値観の転換
- 外国人・異文化との対峙・共生

#### 鎌倉の特徴・魅力

- 鎌倉時代からの歴史
- 鎌倉仏教をはじめとした文化
- 豊かな緑
- XX
- etc

検討の大分野と各分野ごとの検討項目は初期的には以下を想定  
 大分野の設定と各分野ごとの検討項目

	防災	観光	文化	商工	環境	みどり
土地利用						
インフラ						
交通						

Illustrative

## 都市マスタープラン策定に向けた検討体制については小委員会形式で迅速に議論を進めていくことを想定

### 鎌倉市都市計画審議会条例施行規則（抜粋）

#### （部会）

第5条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

都市マスタープラン策定に向けた検討体制については小委員会形式で迅速に議論を進めていくことを想定

## 都市マスタープラン策定に向けた検討体制(案)

